

議 長 日程第5「認定第5号平成28年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 平成28年度松田町寄簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算を説明いたします。まず寄簡易水道の事業概要ですが、給水人口1,679人、給水戸数719戸、年間有収水量20万2,584立米でございます。

それでは298ページをお開きください。実質収支に関する調書から御説明いたします。歳入総額4,338万2,406円、歳出総額4,085万4,521円、歳入歳出差引額252万7,885円となりまして、実質収支も同額でございます。

300ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書の歳入です。款1事業収入、項、目とも給水収入です。予算現額1,974万6,000円、収入済額1,730万9,034円です。内訳としまして、節、水道使用料です。収入済額は1,712万1,779円です。収入未済額につきましては39万2,897円です。続きまして節2滞納繰越分です。収入済額18万7,255円、収入未済は10万4,532円となっております。当年の不納欠損額は9,544円でございます。

続きまして款2分担金及び負担金、項、目、節ともに負担金です。予算現額102万3,000円、収入済額は59万1,000円で、加入負担金2件分として21万6,000円と、消火栓75基分の維持管理費としまして37万5,000円を一般会計より歳入しております。

款3使用料及び手数料、項、目、節ともに手数料です。給水装置工事審査・検査手数料3件分で6,000円、給水の中止・開始手数料22件分で1万1,000円でございます。

款4繰入金、項、目、節ともに一般会計繰入金です。収入済額1,369万1,000円でございます。長期債元金と利子及び投資的事業に充当しております。

款、繰越金、項、目ともに繰越金です。前年度繰越金は収入済額117万4,372円となります。

款6諸収入についてはございませんでした。

次のページをお願いいたします。款7町債、項1町債、目1簡易水道事業債です。収入済額1,060万円です。弥勒寺地区配水管布設工事、弥勒寺第1水源

ポンプ更新工事、弥勒寺水源非常用自家発電装置改修工事、土佐原配水池給水ポンプ取替工事にそれぞれ充当してるところでございます。

次のページをお願いいたします。続いて歳出の説明をさせていただきます。款1事業費、項、目とも管理費です。予算現額3,098万6,600円、支出済額2,624万1,260円で、管理的経費及び投資的事業について支出をしております。備考欄をお願いいたします。管理的経費の主な支出といたしましては賃金で、水道施設管理賃金3名分を支出しているところがございます。需用費につきましては主に光熱水費でございます、水源3カ所の取水ポンプ並びに6カ所の送水ポンプの電気料として626万6,537円を、また修繕料では漏水3件と施設修理費として88万9,170円、計738万7,831円を支出しております。

続きまして委託料でございます。225万9,799円の支出でございます。主な支出内容でございますが、水道検針業務委託料、量水器交換委託、水質検査委託料等を実施しておるところでございます。なお、水質検査におきましては、放射性物質の検査も行っておりますが、いずれも異常物質は検出されておられません。緊急遮断弁点検委託については25万9,200円、これは毎年実施しているところがございます。漏水調査委託につきましては16万5,952円、萱沼・弥勒寺地区について行い、1件の漏水が発見され、対応済みでございます。備品購入費につきましては、量水器交換に使用する量水器133基を購入し、25万2,072円の支出をしているところがございます。

続きまして繰出金でございます。これは上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っております関係で、人件費相当分を上水道事業会計に繰り出しております。

続いて投資的事業です。15工事請負費で、弥勒寺地区配水管布設替工事と、弥勒寺第1水源ポンプ盤更新工事、弥勒寺水源非常用自家発電改修工事、土佐原配水池給水ポンプ取替工事と、それぞれ執行しているところがございます。

では、次のページをお願いいたします。公債費、目、元金です。長期債元金15件分として1,058万9,848円を、利子で長期債利子18件分402万3,413円支出しております。

歳出は以上でございます。歳出合計は最下段になります。支出合計は4,085

万4,521円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 小 澤 この問題、毎年、私、取り上げてますよ。でね、別に収支が悪化しているから、寄簡水の水道料金上げろと言ってるわけじゃないんですよ。やはりもう、これ、構造的なものであって、事業収入のほうでも給水人口が年々減少している中でね、この売り上げが右肩下がりです。それに加えて、施設の老朽化が進んでいる中で、一般会計からの繰入金が増加を続けている。さらに町債の発行まで起こしている。こういう状況の中でね、何とかこれ、手を打っていかないと、ますます悪化していくよということがはっきり出てるわけですね。これは常任委員会の中でも、この問題が話題になりまして、次の常任委員会に引き継ぎをしていこうというような話になりましたけれども、これは担当課も含めてね、担当課というよりも、町の行政運営の中で、この寄簡水の問題を構造的に直していかなければいけないんじゃないですか。それを上水道会計の中に組み入れてしまうのか、いろんなやり方があると思うんですけどね。その辺について、町のほうとしてどのような考えを持っているのか。このまま放置するということは、承知しながらやらなかった。未必の故意ですよ。この辺、ちょっと説明をお願いします。

環境上下水道課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず、担当課といたしましては、やはり簡易水道事業、公営…企業会計化はしておりませんが、当然ある程度企業会計の原則に基づいた運営もしていかなければいけないというふうな考えを持っているところでございます。そういったところで考えますと、まず収益、いわゆる使用料につかまして、いわゆる収益的支出につかましては、当然皆様方からいただく、利用者の皆様方からいただくですね、使用料をもってやっぱり回すだけのですね、利用料のまず適正化を図らなければいけないというのは、まず第1点の考えでございます。

それとあと簡水ですね、施設に関する考え方でございますが、私も4月に来てですね、いわゆる簡水事業については当初、組合の水道がですね、統合を繰り返して、最終的に町へ移管されたというふうに聞いておりますので、いわ

ゆるインフラとして考えた場合ですね、非常にある意味まだ脆弱な部分があるかというふうに考えているところでございます。そういったところ、本来であれば、その会計の中で補うというのは、水道会計もそうなんですが、非常にやはり投資的事業にはやはりお金がかかるようになるところでございます。ですので、まず小澤議員が言われる、統合も一つの選択肢ではあるんですが、まずその水道、いわゆる上水道会計、簡易水道会計のですね、健全化というものをですね、ある程度目指した上でですね、その先にやはり統合とかというふうな道筋が見えてくるのかなというふうに担当課としては考えているところでございます。以上です。

8 番 小 澤 今のこの寄簡水の状況の中で、この事業を健全化しようといっても、しょせん無理な話でしょう。だから、さっき言ったようにね、受益者負担で、その分、ぼんと上げちゃえばいいけども、そんなことしたらまた大変ですよ。だから、上水道事業の中に組み込んでしまうと、今度は上水道事業の受益者の中から、何でそんなものまで俺たちで負担するんだよというような問題も出てきますけどね、ただ、やはりこれ、寄簡水だけの問題で、その中だけで何とかしようと思ったって、とてもこの出ている数字の傾向から見て、できるわけないんだよ。だから、これは町長、副町長、これはやっぱりあなた方がこれをどうしていくかということ、そういう方針を出してやらないと、担当課は動けないですよ。どうなんですか。

副 町 長 小澤議員の毎回の御質問でですね、私も当時の担当課長といたしまして、毎回同じような答弁をさせていただいてた記憶がございます。今、小澤議員、御意見いただいたようにですね、私たちも重々その辺は承知している中でですね、まずは上水道事業を先ほどお認めいただいた中でですね、やはり収益の中で今、営業収益が十分であるかないかといったところの今、見直しもさせていただいているところでございます。上水のほうにつきましてはですね、施設の更新計画ですか、この辺は立てて皆様に発表させていただいているところですが、今、こちらのですね、簡易水道のほう、今担当課のほうでもですね、その作業を進めております。やはりその辺のですね、全体的な金額というんですかね、更新計画ですとか、その辺の全体のですね、運営経費というものをですね、まず見

た中で、どの程度不足しているのか、また、どの程度自走できるのかといったところをまず判断をさせていただいた中でですね、今後のですね、会計運営を、例えば合併するのか、自走できるのかといったところを判断していく。この辺はですね、早急な作業をですね、進めさせていただいた中でですね、皆さんにお示しをさせていただきながらですね、また御意見をいただきながら進めたいと。私も今のままではですね、苦しいというところは重々承知しているところです。

あともう一つですね、やはり先ほど担当課長からも話がありましたとおり、やはり組合水道から町が移管したといったところでですね、安全な施設ではございます、水道としてはですね。ただ、それが十分な、町の水道施設かというところ、それはちょっとまだ疑問のところもございます。そういった部分はですね、やはり税というものを使った中でですね、基盤整備として整備していく部分ではないかというふうに私も考えておりますので、そういった部分では一般会計のほうからですね、投資的基盤整備的な費用は持つべきではないかなというふうに考えております。以上でございます。

8 番 小 澤 確かに寄簡水のね、設備に関しては、かなり貧弱なものがある、やはりこの部分を直していくことも必要だろうし、ただ、やはり今までの決算数字の中から、もう悪化の傾向がはっきり見えてとれている。きのう、きょう発生した問題じゃないんですよ。もう5年も6年も、この傾向が続いている。これをいつまでもほっぽっておいていいという話じゃないんですね。今、副町長言われたようにですね、やはりこれをどうするかということ、やっぱりトップのほうから指示をしっかりと出してもらわないと、担当課としても非常に動きにくいと思う。ぜひその辺をですね、早くというか、早急に具体的な方針を出していただきたいと思う。このことは、また来年で同じような数字が出てくれば、また私、言いますよ、これ。議員としての責務だもの、これは。それを強くお願いして終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 2 番 大 舘 この件については、毎回毎回同じような議論になろうかと思えます。私は今回はですね、善意に解釈して、小澤議員の言われること、全く同感に思えます。

当然、寄地域の住民も松田町の住民ですから、対等な扱いをしなければいけないと思う。ですから、今、小澤議員が言われるように、これ、あと2年あるんでね、我々の任期も、毎回毎回同じことを、いつもはけんか的になっちゃうんですけど、今回はよく言ってくれましたと、早く何とかしろ。善後策をしろということですから、ぜひそういう方向で進めていただきたい。そんなふうに思います。答弁はいいです。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号平成28年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 暫時休憩いたします。10時25分より再開します。(10時12分)